

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

志布志市の人口は、少子高齢化に伴い、平成12年の35,966人から令和2年の29,329人と減少傾向にあり、生産年齢人口は平成12年には20,888人で全体の59.9%であったが、令和2年には、14,579人で全体の49.7%となっている。

志布志市の産業構造については、第2次志布志市総合振興計画で「大地の力と海の恵みを生かした魅力あふれるにぎわいのまち」を基本目標に掲げ、かんしょ(*)、いちご、ピーマン(*)、メロン(*)、かぼちゃ(*)、茶、肉用牛、豚、養殖うなぎ(*)、など、広大な農地と温暖な気候を生かした鹿児島県内有数の特色ある農業や畜産、漁業が営まれている。

本市の基幹産業である農林水産業の更なる振興を目指し、先端設備等を導入することで、生産力向上が図られるほか、課題である労働力不足や生産コスト増加にも対応した持続可能な農業の推進が期待される。

(*については、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づき、鹿児島県の地域産業資源として特定)

また、志布志港は、九州唯一の国際バルク戦略港湾(*)の選定を受け、新若浜地区国際コンテナターミナルの岸壁延伸部(80m)の供用及び産直港湾(※)「志布志港」として「農林水産物・食品輸出計画」の認定を受けるなど港を取り巻く情勢は大きく変化しており、穀物貯蔵施設、配合飼料製造業や運送業などの企業立地が進んでいる。また、志布志—大阪航路フェリーの発着港でもあり、後背地の大隅半島をはじめとした南九州地域の玄関口として機能している。

しかしながら、地場産業のほとんどの企業が、小規模で経営基盤の弱い中小企業であり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。

そこで、先端設備等の導入を行い、地場産業の成長や経営の安定化を図り、人手不足等に対応するとともに生産量増加を目指す。それに伴い、国際的な物流が展開されている志布志港の取扱量が増え、更なる発展につながり、新たな産業や雇用の創出が期待される。

(*港の強化と国際競争力の増強を目的にした、国の成長戦略の一環で選定された港湾。港湾機能の拠点的な確保に取り組むとともに、民の視点を取り込んだ効率的な運営体制の確立、船舶の運行効率改善のための制限の緩和、港湾間や企業間の連携の促進に取り組む。鉄鉱石の木更津港、水島港・福山港、石炭の徳山下松港・宇部港、小名浜港、穀物の鹿島港、名古屋港、水島港、釧路港、志布志港が選定されている。)

(※産直港湾は、輸出産地と海外とを直航サービスでつなぐ港湾のこと。)

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の一つとなり、大隅地域の中核都市として、志布志市に所在する様々な業種における飛躍的な事業展開を促し、さらに経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、志布志市では、計画期間中に 8 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）が、年平均 3 % 以上となることを目標とする。

2 先端設備等の種類

志布志市の産業は、農林水産業、畜産業をはじめとする一次産業のほか、製造業、サービス業、運送業、建設業等、多岐にわたり、多様な業種が志布志市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。従って、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備については、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

志布志市の産業は、九州唯一の国際バルク戦略港湾に選定されている港湾エリア、かつて千軒まちと言われていた商業エリア、有数の茶畑をはじめ、農林業、畜産業といった山間部エリアとあらゆる業種が広域に立地している。

これらの地域で、広くの事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画における対象地域は志布志市全域とする。

(2) 対象業種・事業

志布志市の産業は、農林水産業、製造業、運送業、サービス業等多岐にわたり、多様な業種が志布志市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。従って、本計画における対象業種は、全業種とする。

また、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。従って、本計画における対象事業は、労働生産性が年平均率 3 % 以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進計画の計画期間は令和 5 年 7 月 23 日から令和 7 年 7 月 22 日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間については、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定を対象としない。

(4) 市内産業振興を通じて、雇用及びにぎわいの創出に繋げていくために、先端設備等導入計画期間内において、市内に従業員が従事する事業所を有すること。

(5) 近年、売電を目的とする太陽光発電設備の設置が増加していることに伴い、本市における重要な観光資源である自然環境や景観が損なわれるとともに、災害発生リスクの高まりや地域住民の生活環境等に悪影響を及ぼすことが懸念されている。このため、本市においては、太陽光発電設備のうち「自己の工場や事務所などの敷地内に設置し、かつ、その発電電力を、直接、自社の商品の生産若しくは販売又は役務の提供に供するために自ら消費するもの」のみを対象とする。